

秋田県信用組合 返還不要の給付型奨学金 くしくみ はばたき奨学金

令和7年度奨学生募集のお知らせ

当組合返還不要の給付型奨学金は、母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、修学上必要な学資金等の一部を給付する**返還不要の給付型奨学金制度**として、将来の有用な人材を育成する目的で平成28年1月に創設いたしました。

この度、令和7年度の奨学生を募集致しますので、受給ご希望の方は次の募集要綱をご確認のうえお申込み下さい。

募 集 要 綱

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方が対象となります。

(1) 秋田県内の高等学校および工業高等専門学校(但し3年生まで)に在学の母子家庭・父子家庭の学生で、本人及び保護者が秋田県内に住所を有している方。

(2) 収入要件

本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人の収入が下記金額以下であること。(同一世帯内に複数いる場合はその合計額)

収 入 要 件	給 与 所 得 者	給与所得以外
	270万円(税込み) 源泉徴収票の支払金額	135万円(税込み) 確定申告書等の所得金額

2. 募集人員

30名(当組合の基準により受給者を決定、募集人員を超えた場合は厳選な抽選で決定します。)

3. 募集期間

令和7年4月1日(火)から4月18日(金)までの当組合の営業日

4. 受給者への決定通知

募集期間終了後4月末迄に受給者を決定し、受給者の方に受給手続等文書によりご連絡します。

1年毎に受給者を決定します。
次年度募集時再応募可能、但し応募は1学年1回とし3回を限度とします。

5. 奨学金給付額・給付期間・給付時期

(1) 給付額 年額1人当たり100,000円(総額 3,000,000円)

(2) 給付期間 1年間

(3) 給付時期・方法

5月以降、毎月25日に当組合に開設いただいた口座(奨学生名義で既存口座可)に振込みます。ただし、当組合の休日に当たるときは、その前営業日とします。

4月分の奨学金は5月分と合わせて20,000円の給付を行います。

なお、6月分以降は、毎月8,000円の給付を行います。

6. 奨学生となった者の責務

年2回(9月と2月)、就学状況レポートを提出していただきます。期限までに提出されない場合は、奨学金の支給を中止することがあります。

7. 応募手続き

(1) 提出書類

- ①秋田県信用組合返還不要の給付型奨学金給付申請書
 - ②個人情報の保護に関する同意書
- } ※営業店窓口にて準備しております。
- 内容をご確認のうえ、受給者ご本人と保護者の方の署名捺印をお願い致します。

③在学証明(原本)(新学年の在学証明)

④住民票謄本(原本)(住民票の世帯全員の続柄記載のもの)

⑤収入に関する書類

- ・給与所得者…令和6年分源泉徴収票(原本) 当組合でコピーを取らせていただき返却いたしますので、必ず原本をご持参ください。
- ・給与所得以外…《確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合》
 - ・令和6年分確定申告書(控)の写し(税務署の受付印があるもの)
税務署の受付印が無いものは、受付できません。
 - 《確定申告を電子申告により行った場合》
 - ・令和6年分申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知を添付)
 - 《公的年金受給の場合》
 - ・公的年金等の源泉徴収票(最新)(写し)
 - 《その他》
 - ・その他年間の収入がわかる書類(最新)

※ 生活保護受給分、失業保険受給分は、収入額に含めない。

※ 公正を期すため必ず令和6年度のものをご提出ください。令和5年度以前のものではお受けできません。

(2) 申込先……当組合本部(総務部)、営業店窓口

8. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

9. 奨学金の給付休止・中止

(1) 奨学金の給付休止・中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合に届出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。

(2) 休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ奨学金を受給された場合、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返戻して戴きます。また、復学等した場合は速やかに当組合に届出ることとし、復学等した月から奨学金を給付します。なお、当組合で給付休止・中止の事由を確認した場合は、届出がなくても給付を休止又は中止します。

(3) 休止・中止の事由

①給付の休止 受給者が休学したとき

②給付の中止

- ア. 受給者が退学したとき、又は秋田県外の高等学校に転校したとき
- イ. 受給者が死亡したとき
- ウ. 高校生(受給者)及び保護者が秋田県内に住所を有しなくなったとき
- エ. 母子家庭・父子家庭でなくなったとき
- オ. 就学状況レポートが提出されなかったとき

10. その他

ご提出いただいた書類は返却致しません。当組合において厳格に処理・管理させていただきますので、予めご了承下さい。

お問合せ先

秋田県信用組合総務部 〒010-0011 秋田市南通亀の町4-5

TEL 018-831-3551

受付：当組合営業日(月～金) 9:00～17:00